

## 東京工業高等専門学校共同研究取扱規則

制 定 平成5年12月27日  
最終改正 令和4年3月23日

(趣旨)

第1条 東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）における独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の者との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(共同研究の申込み)

第2条 共同研究を行おうとする者（以下「共同研究実施者」という。）は、あらかじめ共同研究を行う本校の職員（以下「研究担当者」という。）と協議のうえ作成した共同研究申込書を校長に提出するものとする。

2 研究担当者は、共同研究実施者が共同研究申請書を提出する際に、共同研究の計画書を校長へ提出するものとする。

(受け入れの審査・決定)

第3条 校長は、共同研究実施者から共同研究申込書を受理したときは、当該共同研究の有益性、共同研究実施者の技術的能力及び経理的基礎その他必要な事項について、外部資金受入審査委員会に諮り、受け入れを決定するものとする。

2 校長は、前項の審査の結果により受け入れを決定したときは、共同研究実施者及び契約担当役並びに研究担当者に通知するものとする。

(契約の締結)

第4条 契約担当役は、前条第2項の通知に基づき共同研究実施者と共同研究の契約を締結し、研究担当者にその旨を通知するものとする。

(研究経費の納入)

第5条 共同研究実施者は、合意した研究経費並びに共同研究実施者が本校に研究員を派遣する場合の研究料を、出納命令役の発行する請求書により納入しなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第6条 共同研究遂行上、本校に納入された研究経費により取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。

2 本校で行う共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者から、共同研究に要する研究経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第7条 研究担当者は、天災その他やむを得ない事由により共同研究を中止し、又は期間を延長する必要があるときは、共同研究の中止・延長届を校長に届けなければならない。

2 校長は、前項の届を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、共同研究実施者と協議のうえこれを中止し、又は研究期間を延長することができる。

3 校長は、前項により共同研究を中止し、又は研究期間を延長したときは、契約担当役に通知するものとする。

4 第2項の規定により、共同研究を中止した場合において共同研究実施者が納入した研究経費に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研

究実施者に返還することができる。

(共同研究の完了報告)

第8条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役及び共同研究実施者に通知する。

(研究成果の公表)

第9条 校長は、共同研究による研究成果の公表時期及び方法について、共同研究実施者と協議して定めるものとする。

(事務)

第10条 共同研究の受け入れその他事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月25日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日一部改正)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。